

# 男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022

平成 23 年度～平成 34 年度

平成 24 年（2012 年）3 月

三鷹市

## 「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」策定にあたって

男女という性別に関わらず、だれもが個人として尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、どの人にとっても生きやすい社会をつくることにつながる重要な目標です。

三鷹市では、昭和 60 年（1985 年）の「三鷹市婦人行動計画」の策定以来、「三鷹市女性憲章」、「三鷹市基本構想」及び「三鷹市男女平等参画条例」などの中で、男女平等参画社会の実現に向けた取り組みを明確に位置づけ、これまで市民参加と協働で進めてきました。

今年、三鷹市が第 4 次基本計画を策定する節目の年ですが、平成 11 年（1999 年）に国が「男女共同参画社会基本法」を制定してから 13 年、三鷹市が平成 18 年（2006 年）に「三鷹市男女平等参画条例」を制定してから 6 年になります。この間、国内だけでなく世界的にも大きな社会経済状況の変化がありました。特に、平成 23 年（2011 年）には、国内史上未曾有の大災害である「東日本大震災」が発生しました。このような「今」ある危機を乗り越え、「未来」の世代に、思いやりと互いに支え合うことの必要性と意義を伝えていくためには、男女平等参画社会の実現は大切な礎の一つであると思います。

この計画は、平成 8 年（1997 年）に策定した「三鷹市男女平等行動計画」を基礎に、三鷹市男女平等参画審議会での審議、そして、市民の皆様からの貴重なご意見等を踏まえて策定しました。また、平成 22 年（2010 年）に行った「三鷹市 仕事と生活の調和推進宣言」の趣旨を含んでいます。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は、地域で暮らし、活動する市民の皆様や事業者の方々と男女平等参画を協働で進めていくために必要不可欠な要素です。誰もが年齢や性別に関わらず、充実した日々の仕事や家庭生活などを送ることができる社会、そのような社会の実現は、地域の活性化につながり、災害時や緊急時の取り組みにも生きてくると考えます。

そこで、本計画では、男女平等参画及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点に立って、防災活動等の施策や事業を新たに盛り込みました。

計画推進の担い手はもちろん三鷹市の行政ではありますが、計画の推進には市民の皆様のご理解と実践に向けたご協力が不可欠です。本計画の実現の為に、多くの市民の皆様が男女平等参画に関心を持っていただき、日常生活の中で活かしていただくことを願っています。

平成 24 年 3 月

三鷹市長

清原慶子

# 「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」

## 目 次

### 第1編 総 論

第1部 計画策定の考え方	P. 2
第2部 「男女平等行動計画」(平成15年1月策定)の達成状況	P. 3
第3部 計画策定の背景	P. 7
第4部 計画策定の基本目標と課題	P. 11
第5部 計画の体系	P. 12

### 第2編 各 論

第1部 計画の内容	P. 16
Ⅰ 条例・計画の推進	P. 16
Ⅱ 相談体制の充実	P. 18
Ⅲ 人権を尊重する男女平等意識の醸成	P. 20
Ⅳ あらゆる分野・世代における男女平等参画の推進	P. 26
Ⅴ 就労の場における男女平等参画の推進	P. 30
Ⅵ 生涯を通じた男女の健康づくり支援	P. 34
Ⅶ 男女平等参画を支える社会づくり	P. 35
Ⅷ 推進体制の整備	P. 37
第2部 参考資料	P. 40
1 用語索引	P. 41
2 男女共同参画社会基本法及び附帯決議	P. 43
3 東京都男女平等参画基本条例	P. 51
4 女性憲章	P. 55
5 男女平等参画条例及び関連規則	P. 56
6 仕事と生活の調和推進宣言	P. 61
7 第4次基本計画(抜粋) 第1部—第3 男女平等社会の実現	P. 62
8 「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」策定の経過	P. 68

## 第1編 総論

### 第1部 計画策定の考え方

#### 1 計画の目的

市では、平成13年10月に「第3次基本計画」を、平成15年1月に「男女平等行動計画」をそれぞれ策定しました。その後、市では同計画の主要課題の一つである「男女平等参画条例」(注:P.56に全文を掲載)を平成18年4月に制定しました。

「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」は、条例制定後初めて策定される計画でもあることから、従来計画を継承しつつも、条例の目的と基本理念を反映して策定しました。また、「第4次基本計画」にも対応した形で策定しました。

#### 2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法(注:P.43に全文を掲載)第14条第3項に規定する、「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- (2) この計画は、「男女平等参画条例」第11条第1項に規定する、「行動計画」にあたります。
- (3) この計画は、「男女平等参画条例」第11条第2項に規定する、「男女平等参画審議会」の意見を聴いた上で策定したものです。
- (4) この計画は、「第4次基本計画」と密接に連動し、基本計画で掲げる施策を具体的に推進していくための個別計画にあたります。

#### 3 計画の期間

- (1) 計画の期間は、平成23年度(2011年度)から平成34年度(2022年度)までとします。
- (2) 社会経済状況の変化、国の制度及び法令の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 第2部 「男女平等行動計画」（平成15年1月策定）の達成状況

「男女平等行動計画」（平成15年1月策定）の主要課題の達成状況は、以下のとおりです。

### 1 「三鷹市男女平等参画条例（仮称）」制定

市では、平成15年度にまちづくり研究所（注1）に第3分科会を設置し、学識経験者・事業者、団体代表及び公募市民で構成されるメンバーで、全8回にわたる会議を開催し、条例に関する調査研究及び制定に向けた提言について意見交換し、平成16年12月に最終的な報告書として市長に提出されました。市ではこの提言を受け、庁内における条例案の作成、市民からのパブリックコメント（注2）等の手続きを経て、条例案を平成18年3月議会に提案し、全会一致をもって可決され、平成18年4月1日に制定されました。

指標として掲げた「男女平等参画条例（仮称）」及び「男女平等行動計画」の認知度については、平成22年度目標値の30.0%に対し、市で定期的実施している「男女平等に関する市民意識・実態調査」では、前者が1.8%、後者が7.7%という結果でした。

### 2 人権を尊重する男女平等意識の醸成

市及び教育委員会では、各種関連講座及び啓発活動の実施を通して、市民向けの啓発に取り組んできました。指標として掲げた「社会生活の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合」については、平成22年度目標値の40.0%に対し、「男女平等に関する市民意識・実態調査」では、23.3%という結果でした。

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）（注3）については、市では市民向けの啓発及び被害者支援を中心に行ってきました。また、市の関係各課及び市内外の関係機関がネットワークで結ばれた、「子ども家庭支援ネットワーク（注4）」を中心に緊密な情報交換、相互連携及び迅速な対応を図っています。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（注5）については、社会全体でもセクハラが人権侵害であると認知されてきています。市では、管理職・一般職といった職層に応じた研修を実施するとともに、相談員を設置するなど、セクハラ防止対策に努めるとともに、広く市民向けにも啓発に取り組んできました。

### 3 あらゆる分野における男女平等参画の推進

市では、市の行政委員会・審議会等への女性委員の積極的な登用を指標に掲げ、さまざまな取り組みを進めてきました。指標として掲げた「市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合」については、平成22年度の目標値50%に対し、38.8%という結果でした。市の取り組みの一環として、平成23年度には審議会

等の選出区分の市民枠に無作為抽出による参加・協力を呼びかけ、申し出に応じた市民については男女の人数が均衡するように努めるなど取り組みを進めています。また、男女の性別に関わらず、一人ひとりがそのライフスタイルやライフステージ（注6）に応じ、職場・家庭・地域での生活を送ることが、特に男性の育児・介護分野等への積極的な参加にもつながり、また、男女平等参画を進める上で重要であることから、市では、平成22年3月に厚生労働省の指定を受け、「仕事と生活の調和（注7）推進宣言（ワーク・ライフ・バランス宣言）（注：P.61に全文を掲載）」を行いました。

#### 4 就労の場における男女平等の実現

市では、関係機関等と連携し、各種講座・啓発活動を実施してきました。市の率先行動としては、女性職員の管理職への登用や男女平等の視点に立った職員配置を行うなど取り組みを進めてきました。指標として掲げた「市職員の管理職における女性の占める割合」については、平成22年度の目標値25.0%に対し、21.1%という結果でした。また、「特定事業主行動計画」の策定及び「子育てハンドブック」の作成・配布を通じて、特に男性職員に対する育児休業等の制度の周知を図ってきました。

#### 5 生涯を通じた女性の健康づくりの支援

市では、女性の健康づくりの支援の一環として、「乳がん・子宮がん検診の受診者数」を指標に掲げ、取り組みを進めた結果、平成22年度の目標値である3,000人（乳がん）及び5,000人（子宮がん）を上回り、それぞれ3,668人及び5,504人の市民が受診されました。

#### 6 男女平等参画を支える社会づくり

市では、女性の就労を阻害する要因として、育児、保育園・学童保育所の保育サービスを含めた支援体制の充実が求められていることから、平成22年3月に策定した「次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、定員増及び延長保育等の充実に積極的に取り組んできました。指標として掲げた「保育園待機児童（注8）数の減少」については、平成22年度の目標値0人に対し、197人という結果でした。

#### 7 推進体制の整備

市では、庁内における関係各課都の連携体制として、推進連絡会議（注9）を定期的に開催し、横断的に各課の取り組み状況の確認、意見・情報交換等を行ってきました。また、啓発事業等の実施にあたっては、市民関連団体と協働で進める

など、施策の充実に努めてきました。また、男女平等参画施策の活動拠点として「女性交流室（注10）」の機能拡充を検討し、市民向けの広報、交流室内のパソコン設置を行いました。指標として掲げた「女性交流室の利用率」については、平成22年度の目標値80.0%に対し、41.4%という結果でした。

（注1）まちづくり研究所：昭和63年に、市と国際基督教大学が共同で設置した「三鷹市まちづくり研究会」を前身とし、平成7年の「三鷹市まちづくり研究所」への名称変更を経て、平成14年から市（企画経営課）が直接運営している調査・研究機関。学識経験者、市職員、市民及び事業者等との協働で、多くの政策提言活動等を行ってきている機関。男女平等参画関連では、平成16年2月から11月に、第3分科会において「男女平等参画条例」の検討を行った。その他に、「自治基本条例」（第2分科会）の制定に向けた調査・研究等も行っている。

（注2）パブリックコメント：意見公募手続と同義。公的な機関（国、都道府県、市区町村）等が、命令や条例等を制定する際に、広く公に意見や情報などを求める手続のこと。行政手続法（平成5年制定）では、第6章に「意見公募手続等」として規定されており、各自治体等においても同種の制度を設けている例が多い。市においては、開かれた市政運営と市民参加の一層の推進を図ることを目的に、「自治基本条例」（平成18年4月施行）第16条において、パブリックコメント手続の概要を規定し、具体的な手続を「パブリックコメント手続条例」（平成18年4月施行）として制度化している。

（注3）配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）：親密な関係にある者から、配偶者、恋人、パートナー等に対して振られる暴力のこと（近年では、恋人間における暴力を「デートDV」と呼ぶことがある）。暴力には、身体的な暴力（殴る、蹴る、髪を引っ張る等）、精神的な暴力（携帯電話やメールを細かくチェックして行動監視をする、家族や友人との付き合いを制限する等）、性的な暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない等）等が含まれる。国や地方公共団体等では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、さまざまな取り組みを進めている。なお、一般的に使用されている、DVやドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）という用語は、法令等で定義されたものではなく、通称名である。

（注4）子ども家庭支援ネットワーク：平成2年に、庁内の子育て関連機関の連携を目的に設置された「子ども相談連絡会」を前身とし、平成18年に「要保護児童対策地域協議会」として位置づけられた組織。現在、市の「子ども家庭支援センター（のびのびひろば）」を中心に、児童相談所、警察、病院、学校等も含めた市内のネットワークとして機能している。虐待や育児不安等といった子どもと子育てに関する関係機関相互の連絡・調整だけでなく、配偶者からの暴力や非行にも対応した支援体制を築いている。

（注5）セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）：相手を不快にさせる性的な言動（性的ないやがらせ）をいい、基本的には受け手がその言動を不快に感じた場合にはセクシュアル・ハラスメントとなる。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」に基づき、性別に関わらずその能力が十分に発揮できる雇用環境の整備及び法の下での男女の平等に向けた取り組み等が、行政だけでなく、企業等においても進められている。

（注6）ライフステージ：人の出生から、学校入学・卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等の人生の節

目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した段階区分。各段階は独立することなく連続しているものの、人生の節目によって生活条件や生活環境が変わることで、生活のスタイルや考え方等を見直す必要が出てくる傾向がある。

(注7) 仕事と生活の調和：平成19年に、政府、地方公共団体、経済界及び労働界の合意により策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会を、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義しており、具体的には、(1) 就労による経済的自立が可能な社会、(2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、(3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会としている。市では、平成22年に「三鷹市 仕事と生活の調和推進宣言」を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進めている。なお、全国で仕事と生活の調和推進宣言を行っている自治体は、鳥取市、北九州市、京都市、福岡市、呉市、江戸川区及び三鷹市の7自治体である。

(注8) 保育園待機児童：保育園に入所を希望しながら、希望する保育所の定員が満員等の理由により入所できない状態にある児童のこと。

(注9) 推進連絡会議：市で策定する男女平等参画に関する行動計画の推進に向けて、庁内の連絡調整を図るために要綱に基づき設置されている、関係部課長（8部20課）で構成する組織。

(注10) 女性交流室：平成5年に、男女平等参画に関する市民の自主的な活動と交流を行うことを目的に、三鷹駅前コミュニティ・センター4階に設置された施設。平成14年に、三鷹市中央通りタウンプラザ4階に移転。会議室、相談室等があり、会議室内には、男女平等参画に関する書籍や資料のほか、各種情報の検索用にパソコンが設置されている。

### 第3部 計画策定の背景

#### 1 国際的動向（国際連合関係）

国際的には、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」以来、女子差別撤廃、女性の地位向上、女性に対する暴力の防止など、女性の人権・健康等を保障する社会の実現に向けた取り組みを進めてきています。

年	主な出来事
1975年	「国際婦人年」 「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ） 「国連婦人の10年」（1976年～1985年）国連総会
1979年	「女子差別撤廃条約」採択
1980年	「国連婦人の10年の中間年・1980年世界会議」（コペンハーゲン）
1985年	「国連婦人の10年」最終年・「第3回世界婦人会議」（ナイロビ）
1992年	地球サミット「国連環境開発会議」
1993年	「世界人権会議」（ウィーン）
1994年	「国際人口・開発会議」（カイロ）
1995年	「第4回世界女性会議」（北京）
1998年	APEC女性問題担当大臣会合（マニラ）
2000年	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）
2002年	APEC第2回女性問題担当大臣会合（グアダハラ）
2005年	第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）（ニューヨーク）
2006年	東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）
2007年	第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー）
2009年	第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ソウル）
2011年	第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合（シエムリアップ）

#### 2 国の動向

国においては、国際的な動向に対応しながら法制度の整備及び計画の策定等を進めてきています。

年	主な出来事
1975年	婦人問題企画推進本部設置
1977年	「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館

1985年	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准
1987年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1991年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 「育児休業法」公布
1994年	男女共同参画室設置（総理府） 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置
1995年	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准
1996年	「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年	「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布
1999年	「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000年	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布
2001年	男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「育児休業法」改正 「配偶者暴力防止法」公布・施行
2002年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 「少子化社会対策基本法」公布・施行 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行
2004年	「配偶者暴力防止法」改正・同法に基づく基本方針の策定
2005年	「第2次男女共同参画基本計画」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」決定
2006年	「男女雇用機会均等法」改正
2007年	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「配偶者暴力防止法」改正
2008年	「次世代育成支援対策推進法」改正
2009年	「育児・介護休業法」改正
2010年	「第3次男女共同参画基本計画」策定

### 3 東京都の動向

都においては、国内外の動向に対応し、条例の制定及び行動計画等の策定を進め、具体的な施策・事業を進めてきています。

年	主な出来事
1976年	都民生活局婦人計画課設置
1978年	「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定
1983年	「婦人問題解決のための新東京都行動計画 男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定
1991年	「女性問題解決のための東京都行動計画 21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定
1995年	東京ウィメンズプラザ開館
1998年	「男女平等推進のための東京都行動計画 男女が平等に参画するまち東京プラン」策定
2000年	「東京都男女平等参画基本条例」(注:P.51に全文を掲載)制定・施行
2002年	「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2002」策定
2007年	「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2007」策定

### 4 三鷹市の動向

市においては、1988年(昭和63年)に、全国に先駆けて「女性憲章」(注:P.55に全文を掲載)を制定して以来、市の基本構想、基本計画、行動計画において男女平等参画社会の実現を掲げ、平成18年に「男女平等参画条例」を制定し、具体的な施策・事業を市民、市内関連団体等と協働で進めてきています。

年	主な出来事
1981年	「女性問題懇談会」発足
1985年	「婦人行動計画」策定
1988年	「女性憲章」制定
1992年	「女性行動計画」策定 女性施策推進担当組織(平和・女性・国際化推進係)の設置
1993年	「女性交流室」設置 啓発誌「コーヒー入れて!」創刊 「男女平等行動計画推進連絡会議設置要綱」制定・施行
1995年	「女性のためのこころの相談」開始

1996年	「みたか女性フォーラム（現在の名称は「みたか市民フォーラム）」 開始
1997年	「女性行動計画」改定 「職員旧姓使用取扱要綱」制定・施行
2002年	「女性交流室」移転
2003年	「男女平等行動計画」策定
2005年	「自治基本条例」制定・施行
2006年	「男女平等参画条例」制定・施行 「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」制定・施行
2010年	「仕事と生活の調和推進宣言」制定
2012年	「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」策定

#### 第4部 計画策定の基本目標と課題

第2部の「男女平等行動計画」（平成15年1月策定）の達成状況及び第3部の計画策定の背景を十分に斟酌するとともに、これからの将来を見据え、次の4つの基本目標と8つの主要課題を設定します。

##### 1 計画における基本目標

- (1) 「男女平等参画条例」及び「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」に基づく、男女平等参画の総合的な推進
- (2) 人権を尊重する男女平等意識の醸成
- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (4) 男女平等参画の推進に必要な体制の整備

##### 2 計画の主要課題

- (1) 「男女平等参画条例」の普及・啓発及び「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の推進
- (2) 相談体制の充実
- (3) 人権を尊重する男女平等意識の醸成
- (4) あらゆる分野・世代における男女平等参画の推進
- (5) 就労の場における男女平等参画の推進
- (6) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援
- (7) 男女平等参画を支える社会づくり
- (8) 推進体制の整備

第5部 計画の体系

I 条例・計画の推進	I-1 「男女平等参画条例」の普及・啓発	I-1-（1） 「男女平等参画条例」の普及・啓発に向けた取り組みの推進
	I-2 「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の策定と推進	I-2-（1） 「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の策定と推進
II 相談体制の充実	II-1 男女平等参画相談員制度の活用	II-1-（1） 男女平等参画相談員制度の活用
	II-2 女性のためのこころの相談の活用	II-2-（1） 女性のためのこころの相談の活用
III 人権を尊重する男女平等意識の醸成	III-1 人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成	III-1-（1） 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行等の見直しと男女平等意識の醸成
		III-1-（2） 男女平等教育等の充実
		III-1-（3） 教職員の意識改革の推進
	III-2 人権としての性の尊重	III-2-（1） 人権としての性の尊重の普及・啓発
		III-2-（2） 性の商品化への主体的で適切な判断力と批判力の形成
	III-3 配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）とセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等の防止	III-3-（1） 配偶者等からの暴力を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施

		Ⅲ－３－（２） セクハラ等を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施
Ⅳ あらゆる分野・世代における男女平等参画の推進	Ⅳ－１ 政策形成過程への女性の参画推進	Ⅳ－１－（１） 行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進
		Ⅳ－１－（２） 男女平等参画人財リストの活用
	Ⅳ－２ 仕事と家庭・地域生活の調和のとれた社会の実現	Ⅳ－２－（１） ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施
		Ⅳ－２－（２） 活動時間、運営方法等に対する配慮
	Ⅳ－３ 国際交流・平和活動における男女平等参画の視点の導入	Ⅳ－３－（１） 「開発と女性」の視点に立った国際・平和関連事業の実施
Ⅳ－４ 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進	Ⅳ－４－（１） 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進	
Ⅴ 就労の場における男女平等参画の推進	Ⅴ－１ 就労の場における男女平等参画の推進	Ⅴ－１－（１） 男女平等参画関連情報の市内事業者等への提供及び啓発の実施
	Ⅴ－２ 市の率先行動	Ⅴ－２－（１） 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実施
Ⅴ－２－（２） ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの実施		

		V-2-(3) 男女平等参画意識を醸成する啓発活動の実施
		V-2-(4) 多様な働き方の推進
	V-3 多様な働き方を推進するための支援	V-3-(1) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
		V-3-(2) 男女平等参画意識を促す啓発活動の実施
VI 生涯を通じた男女の健康づくり支援	VI-1 男女の生涯を通じた健康支援	VI-1-(1) 男女の生涯を通じた健康支援
		VI-1-(2) 母子保健・医療等の推進
VII 男女平等参画を支える社会づくり	VII-1 子育て支援の充実	VII-1-(1) ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の視点に立った子育て支援の実施
		VII-2 介護保険事業の充実
	VII-2-(1) ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の視点に立った介護保険事業の実施	
	VII-3 高齢者・障がい者・ひとり親家庭への支援	VII-3-(1) ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の視点に立った高齢者支援の実施
		VII-3-(2) ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の視点に立った障がい者支援の実施

		<p>Ⅶ－３－（３）</p> <p>ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の視点に立ったひとり親家庭支援の実施</p>	
Ⅷ 推進体制の整備	Ⅷ－１	Ⅷ－１－（１）	
	女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討	女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討	
	Ⅷ－２	Ⅷ－２－（１）	
		推進体制の整備	男女平等参画審議会の利活用
		Ⅷ－２－（２）	
庁内における推進連絡会議の定期的な開催			
Ⅷ－２－（３）	市民・市民団体等との協働による推進		
Ⅷ－２－（４）	国・東京都への要望		

## 第2編 各論

### 第1部 計画の内容

#### I 条例・計画の推進

市では、平成18年に「男女平等参画条例」を制定し、この条例に基づき、「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」を策定しています。今後は計画の中に掲げた数値目標や具体的な施策・事業の総合的な推進並びに条例及び計画の普及・啓発に努めていきます。

##### 1 「男女平等参画条例」の普及・啓発

広報みたか、市のホームページ及び定期的に発行する啓発誌に紹介する機会を増やすなど、認知度の向上を図ります。また、市内関連団体及び事業所等にも普及・啓発するなど、市がリーダーシップを取りながら、機会を捉えて積極的な取り組みを呼びかけます。

施策	事業	担当課
(1)「男女平等参画条例」の普及・啓発に向けた取り組みの推進	【※推進】「男女平等参画条例」パンフレット等の講演会開催時等における普及・啓発の実施	企画経営課

##### 実施時期

「男女平等参画条例」パンフレット等の講演会開催時等における普及・啓発の実施						
計画期間（平成34年）の 目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
	23	24	25	26		
実施	実施					

##### 2 「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の策定と推進

男女平等参画条例の基本理念と目的に基づき、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を進めるための行動計画を策定し、市、市民及び事業者等と協働で推進します。

施策	事業	担当課
(1)「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の策定と推進	【◎重点】「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の策定と推進	企画経営課

実施時期

「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の策定と推進						
計画期間(平成34年)の 目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
	23	24	25	26		
策定・推進	策定	推進				

## II 相談体制の充実

男女平等参画を推進していく上で重要な要素となる相談体制は、現在、市では総合オンブズマン制度(注11)を始め、男女平等参画条例で規定する相談員制度やカウンセラーによる女性のためのこころの相談などを設置しています。法的なアドバイス及び日常生活で生じるさまざまな悩みに対応できるこれらの制度を、十分に市民に利用してもらえるように、啓発を中心に取り組みを進めます。また、市の総合相談窓口である、相談・情報センターとも連携を図りながら、市民の相談内容に合わせた総合的な相談サービスの提供に努めます。

### 1 男女平等参画相談員制度の活用

平成18年に制定した「男女平等参画条例」の第13条には、男女平等参画の推進に関連し、人権侵害についての市民からの相談を受けるための、相談員の設置が規定されています。職場におけるセクシュアル・ハラスメント等に対する法的なアドバイスなど、市民からの相談内容に応じて適宜紹介するなど、市の幅広い相談体制の一つとして取り組みを進めていきます。

施策	事業	担当課
(1)男女平等参画相談員制度の活用	男女平等参画相談員制度の広報誌等を通じた紹介と活用	企画経営課

### 2 女性のためのこころの相談(注12)の活用

女性カウンセラーによる「女性のためのこころの相談」事業を、引き続き継続していきます。

施策	事業	担当課
(1)女性のためのこころの相談の活用	【※推進】女性のためのこころの相談事業の継続・実施	企画経営課

#### 実施時期

女性のためのこころの相談事業の継続・実施						
計画期間(平成34年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
	23	24	25	26		
実施	実施	—————→				

(注 11) 総合オンブズマン制度：市民の市政に対する苦情を、公正かつ中立的な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正で透明な市政の推進を図ることを目的に設置された制度。平成 9 年に「福祉オンブズマン」として発足し、平成 12 年に対象領域を市政全般に関する苦情等に拡大し、「総合オンブズマン」として新たな制度運用を開始した。

(注 12) 女性のためのこころの相談：暮らしの中のさまざまなことで悩んでいる女性のための、専門相談員（カウンセラー）による事前予約制の相談事業（相談無料）。

### III 人権を尊重する男女平等意識の醸成

すべての人が男女の性別に関わらず、個人としての人権が尊重され、個性と能力が各人のライフステージに応じて発揮できる男女平等参画社会の実現を目指していきます。そのためには、家庭・職場・地域等で、男女がともにその人権を尊重され、いきいきと生涯を通じて活動できる、広がりのある男女平等意識の醸成が不可欠です。また、配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、その他さまざまな虐待（子ども、高齢者及び障がい者など）を含めた人権侵害についても、各種の事業の実施や啓発誌を配布しながら、関係機関等と連携を図り、啓発活動などの事業を進めていきます。

#### 1 人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成

人が社会生活を営む上で基本的な構成単位ともいえる、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場で、男女が性別により差別されることなく、その個性と能力が尊重される社会の実現に向けて、教育と啓発を地道に続けていくことは、市民に身近な基礎自治体である市の責務といえます。特に地域活動においては、幅広い市民参加を進めてきていることから、今後も関係機関等と協力しながら着実に取り組みを進めていきます。平成 22 年度に実施した「男女平等に関する市民意識・実態調査」では、社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合は全体の 19.6%にとどまり、学校教育の場で男女が平等になっていると思う人の割合の 64.7%と大きな開きが認められます。市では、教育委員会と連携を図りながら、より一層の市民向け啓発等を中心とした事業を継続して実施していきます。

施策	事業	担当課
(1) 固定的性別役割分担意識(*)に基づく制度・慣行等の見直しと男女平等意識の醸成 (*) 男女を問わず、個人の能力などによって役割の分担を決めることが、適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」(現代では、「男は仕事、女は仕事と家事・育児」と呼ばれること	男女平等参画の視点に立った講座(男女平等参画講座(注13)等)・講演会(みたか市民フォーラム(注14)等)の実施	企画経営課 教(*)・生涯学習課 教・社会教育会館 (*) この計画の担当課の「教」は、教育委員会を表す。
	男女平等参画に関する啓発誌「コーヒー入れて！」(注16)の定期的な発行	企画経営課

<p>もある)、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例といえる。</p>	<p>男女平等参画に関する国・都・近隣自治体等の資料収集と女性交流室への配架</p>	<p>企画経営課</p>
	<p>男女共同参画週間(注17)におけるさまざまな分野における男女平等参画に関する啓発パネル展の開催</p>	<p>企画経営課</p>
	<p>男女平等に関する市民意識・実態調査の定期的な実施</p>	<p>企画経営課</p>
	<p>男女平等参画の視点に立ったメディア・リテラシー(*)の広報誌等を通じた啓発活動の実施</p> <p>(*) 情報メディアを主体的に読み解き、分析するといった情報評価能力と、自らがメディアを使って発信するといった情報発信能力をいう。メディアには、既存のマスメディア(テレビ、新聞、ラジオ等)や出版物、広告等のほか、インターネットを通じた情報も含まれる。男女平等参画の視点からは、情報の中に含まれる固定的性別役割分担意識を読み解く力等が該当する。</p>	<p>企画経営課</p>
<p>(2) 男女平等教育等の充実</p>	<p>保育園等における男女平等参画の視点に立った保育の実施</p>	<p>子ども育成課</p>
	<p>学校における男女平等観を育む学習内容の充実と指導の実施</p>	<p>教・指導課</p>
	<p>学校における男女平等参画の視点に立った進路指導の実施</p>	<p>教・指導課</p>
	<p>公立小中学校における男女混合名簿(注18)の採用及び利用</p>	<p>教・指導課</p>

	学校における男女平等参画の視点に立ったメディア・リテラシーを養う学習の実施	教・指導課
	教育ビジョン2022及び教育支援プラン2022に基づいた総合的な計画の推進	教・指導課
(3)教職員の意識改革の推進	教員に対する男女平等参画を含む総合的な人権教育に関する研修の実施	教・指導課
	職員に対する男女平等参画に関する研修の実施	職員課

平等参画指標:各分野における男女の地位が平等になっていると思う人の割合

項目	計画策定時 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	目標値 (平成34年)
家庭の中で	31.5%	35.0%	50.0%
職場の中で	21.6%	25.0%	40.0%
学校教育の中で	64.7%	70.0%	80.0%
社会全体で	19.6%	25.0%	40.0%

## 2 人権としての性(注19)の尊重

性を広く人権の一つとして尊重する視点に立つことは、男女の性別を問わず一人ひとりがかげがえのない自分自身を大切に、他者に対しても思いやりが持て、自他ともに尊重できる豊かな人間関係を築いていく基礎となります。市では、教育委員会と連携を図りながら、適切な人権教育を総合的に実施します。

施策	事業	担当課
(1)人権としての性の尊重の普及・啓発	広報誌等を通じた人権としての性の尊重の普及・啓発の実施	企画経営課
	性的被害の防止等も含めた発達段階に応じた性教育の実施	教・指導課

	<p>CAP (*) 事業の実施</p> <p>(*) Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止) の頭文字からとったもの。子どもはだれもが安心して、自信を持って、自由に生きる権利があるという考えに立ち、人権について学ぶとともに、いじめや誘拐、性暴力といったあらゆる種類の暴力から自分を守る方法を身につけることを目的とする参加体験型プログラム(ワークショップ)。子どもの年齢や発達段階に応じたプログラムと大人(保護者及び教職員等)向けプログラムがある。</p>	企画経営課
<p>(2) 性の商品化(*)への主体的で適切な判断力と批判力の形成</p> <p>(*) 性的行為や性的欲求等をかきたてるものが、商品として売買されること。</p>	<p>人権を侵害する違法・有害なDVDや図書並びに看板等の、青少年等からの隔離を含めた環境づくりの実施</p>	児童青少年課 道路交通課
	<p>メディア・リテラシーの向上を通し、人権を侵害する違法・有害な性や暴力等に関する商品に対し、主体的で適切な判断力と批判力を養うための、啓発誌等を通じた啓発活動の実施</p>	企画経営課

### 3 配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)とセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)等の防止

配偶者間や恋人同士の間での暴力や性的な嫌がらせは、重大な人権侵害であることをさらに認識を深めてもらうための啓発活動を実施するとともに、そうした行為を許さない風土づくりをめざします。市民・事業者等に対して、大勢の人が集まる機会を捉えて、啓発誌を配布するなど、継続した啓発に取り組めます。

施策	事業	担当課
(1)配偶者等からの暴力を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施	【◎重点】市民・事業者等向けの配偶者等からの暴力の防止に向けたパンフレット及びカード等を通じた啓発活動の実施及び相談窓口の紹介	企画経営課
	被害者保護・自立支援のためのネットワークによる推進	企画経営課 子ども育成課
	被害者に対する相談事業の充実	企画経営課 相談・情報課 子ども育成課 健康推進課
(2)セクハラ等を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施	セクハラ等に関する市民意識・実態調査の定期的な実施	企画経営課
	【◎重点】セクハラ等の防止に向けた庁内及び学校並びに市民向けの啓発誌等を通じた啓発活動及び講座等の実施	企画経営課（市民） 職員課（庁内） 教・指導課（学校）

#### 実施時期

市民・事業者等向けの配偶者等からの暴力の防止に向けたパンフレット及びカード等を通じた啓発活動の実施及び相談窓口の紹介						
計画期間（平成34年）の目標	前期				中期 (27～30)	後期 (31～34)
	23	24	25	26		
実施	実施					→

## 実施時期

セクハラ等の防止に向けた庁内及び学校並びに市民向けの啓発誌等を通じた啓発活動及び講座等の実施						
計画期間（平成 34 年）の 目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
	23	24	25	26		
実施	実 施					

(注 13) 男女平等参画講座：固定的性別役割分担意識に捉われすぎることにより、生きにくさを感じている男女に対し、自分らしい生き方ができるように、考えるきっかけづくりを主な目的として実施している講座。

(注 14) みたか市民フォーラム：平成 8 年から、男女平等参画に関する意識啓発を行うことを目的に、年に 1 回、三鷹市女性問題懇談会（注 15）と市が共催で実施している、主に講演会と映画上映から成る事業。

(注 15) 三鷹市女性問題懇談会：女性の地位向上と男女平等参画社会の実現を目指し、市民の側から市の行動計画の推進に市と協働で取り組む、市民と市内各種団体の参加によりつくられた、市の補助金交付団体。昭和 56 年に発足し、男女平等参画に関する調査研究、学習講演会の開催、啓発誌の発行及び市への提言活動等を行っている。平成 23 年 5 月 1 日現在の会員数は、約 40 名。事務局は市の企画経営課。

(注 16) コーヒー入れて！：平成 5 年から、市で男女平等参画や男女の生き方を考える情報誌として、年 2 回、各回 8,000 部、市内の公共施設を中心に配布している啓発誌（8 ページ、オールカラー）。企画・編集にあたっては、公募市民及び三鷹市女性問題懇談会の協力を得ながら行っている。誌名は、市民公募によるもので、肩をはずらに、男女平等参画に市民の関心を向けてもらうことを意図して付けられた。平成 24 年 3 月発行号が、通算で 54 号。

(注 17) 男女共同参画週間：6 月 23 日～29 日の 1 週間。「男女共同参画社会基本法」が公布・施行された平成 11 年 6 月 23 日を踏まえ、法の目的や理念の理解を深めることを目的に、国（内閣府）を中心に平成 13 年度から始まった週間。

(注 18) 男女混合名簿：男女共学の学校における児童・生徒の名簿が、男女別ではなく、性別に関わらず、姓名の五十音順等の基準により、男女混合で作成されている名簿。

(注 19) 人権としての性：性による差別や暴力等がなく、性に関して自ら責任のある決定を行う権利。性暴力や人身売買等からの自由も包含する考え方。

#### IV あらゆる分野・世代における男女平等参画の推進

市政に関する政策検討の場である市の行政委員会・審議会等に、女性を積極的に登用し、幅広い市民層から多様な意見を聴くことは、市の施策に反映していく上で大変重要です。また、市が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を率先して推進し、市内の関係機関や団体等に呼びかけをする等、啓発を進めます。

##### 1 政策形成過程への女性の参画推進

平成 22 年度における市の行政委員会・審議会等の女性比率は、38.8%です。市では、市民公募委員を登用する際に、「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」に基づき、男女の構成の均衡を図るよう努めていきます。

施策	事業	担当課
(1) 行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進	【※推進】行政委員会・審議会等の男女比率の均衡化に向けた取り組みの実施	企画経営課 各主管課
	市内関係団体等への女性役員の登用の呼びかけの実施	企画経営課 各主管課
(2) 男女平等参画人財リスト（注 20）の活用	男女平等参画人財リストの定期的な更新と全庁的な活用	企画経営課
	男女平等参画人財リストと生涯学習情報システムとの連携による人財紹介の検討	企画経営課 教・生涯学習課 教・社会教育会館

平等参画指標：市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合

項目	計画策定時 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	目標値 (平成 34 年)
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	38.8%	42.0%	50.0%

##### 2 仕事と家庭・地域生活の調和のとれた社会の実現

あらゆる人が、各人のライフサイクルやライフステージに応じて、職場・家庭・地域等において、いきいきとした生活を送るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会を実現していくことが重要です。

市では、市内関連団体や企業等にもワーク・ライフ・バランスを呼びかけるとともに、庁内においても積極的に進めていきます。

施策	事業	担当課
(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施	【◎重点】ワーク・ライフ・バランスの啓発誌等を通じた定期的な啓発の実施	企画経営課 生活経済課
	職員の定時退庁等の徹底	職員課
(2) 活動時間、運営方法等に対する配慮	市内関連団体等への男女比率の均衡に向けた呼びかけの実施	企画経営課 各主管課
	多様な市民が参加できるよう、市で実施する会議等の開催曜日・時間帯等への配慮の要請	各主管課

平等参画指標：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を見聞きしたことがある人の割合

項目	計画策定時 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	目標値 (平成 34 年)
言葉を見聞きしたことがある人の割合	47.0%	50.0%	60.0%

### 3 国際交流・平和活動における男女平等参画の視点の導入

現在でも発展途上国、特にアジア・アフリカ諸国では、大勢の人が貧困に苦しんでいます。中でも年収 200 万円以下で生活する人々の 70%以上を女性が占めているにもかかわらず、女性の貧困がメディア等で取り上げられる機会はあまりありません。市では、女性の人権の尊重を広く啓発していくために、「開発と女性」という視点に立った事業等を実施していくとともに、女性の外国籍市民からの声も聴くなど、国際化施策の推進と合わせて取り組みを進めます。

施策	事業	担当課
(1) 「開発と女性」(*)の視点に立った国際・平和関連事業の実施	「開発と女性」の視点に立った国際関連講座の実施	企画経営課 三鷹国際交流協会

<p>(*) Women in Development の日本語訳。途上国の開発援助にあたって、その地域の女性の視点から開発をとらえ、女性が置かれている状況を十分に配慮した上で進めていこうとする研究、開発援助プログラム。国際的には、開発は、平等及び平和と並んで「国連婦人の 10 年」(1976～85 年)のスローガンであったが、1985 年の第 3 回世界女性会議(ナイロビ)以降、その取り組みが強化された。このような経緯もあり、「開発と女性」というと、途上国における女性問題のように受け取られやすいが、現在では女性自身の自己開発(エンパワーメント)につながる考え方として理解されるようになってきている。</p>	<p>「開発と女性」の視点に立った地球市民講座の実施</p>	<p>企画経営課</p>
---	--------------------------------	--------------

#### 4 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

1995 年の阪神・淡路大震災、そして 2011 年の東日本大震災を始めとした各地の地震災害では多くの犠牲者、被災者が出ました。地震の多い我が国においては、日頃から災害に対する備えを各個人・家庭・職場・地域等で行っておくことが極めて重要です。市では、被災後の活動に女性の視点を導入するだけでなく、日頃からの取り組みにも女性の視点を導入するなど、積極的な取り組みを進めます。

施策	事業	担当課
<p>(1) 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進</p>	<p>国や都の男女平等参画の視点に立った防災活動等に関する情報の収集と情報共有の実施</p>	<p>企画経営課 防災課</p>
	<p>地域防災計画改定時における男女平等参画の視点の反映</p>	<p>防災課</p>

	【※推進】避難所運営マニュアル（注 21）作成時における男女平等参画の視点の尊重と反映	防災課
--	---	-----

実施時期

避難所運営マニュアル作成時における男女平等参画の視点の尊重と反映						
計画期間（平成 34 年）の 目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
	23	24	25	26		
実施	実 施					

（注 20）男女平等参画人財リスト：平成 3 年に、市の政策形成過程への女性の参画促進を目的に、「三鷹市女性人材リスト」を作成（平成 5 年及び 9 年に改定）。平成 15 年に、男女平等参画についての知識等を有する男性も対象とし、「男女平等人材リスト」を作成。平成 22 年の改定の際に「人材」を「人財」に変更し、「男女平等参画人財リスト」を作成。9 分野に延べ 120 人（重複登録含む）が登録。リストは市の男女平等参画主管課、図書館及び社会教育会館等で保管している。

（注 21）避難所運営マニュアル：阪神・淡路大震災における避難所の混乱という教訓のもとに、直接的には避難所運営に関わる市職員の具体的な行動計画として作成されたもの。なお、平常時から避難所に関わる人々や組織のネットワーク化を図り、お互いが一体感を持って行動できるような条件づくりを目指し、避難所施設となる各小中学校長、住民協議会、自主防災組織、関係防災機関等からも意見を聴きながら作成されている。

## V 就労の場における男女平等参画の推進

男女雇用機会均等法を始めとする、男女平等参画を実際に進めていく上で重要となる関連法令等の改正に伴い、法制度の面での整備は進んでいます。市では、関連機関等と連携を図り情報を共有しながら、市内の事業者等に情報提供を行い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現と併せて啓発に努めていきます。

### 1 就労の場における男女平等参画の推進

市内の事業者等に向けて、厚生・労働分野における法制度等の新しい情報を提供するなど、職場における男女平等参画をなお一層呼びかけるとともに、男女の性別に関わらず、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活が送れるよう理解を求めます。

施策	事業	担当課
(1)男女平等参画関連情報の市内事業者等への提供及び啓発の実施	法改正情報、厚生労働分野における新しい情報の市内事業者に向けた提供	生活経済課
	被雇用者に対する就労に関する情報提供及び相談体制の充実	生活経済課
	市内事業者等に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発誌等を通じた啓発活動の実施	企画経営課 生活経済課

### 2 市の率先行動

市は、市内における男女平等参画施策の推進主体であると同時に、市役所自体が一つの事業所でもあります。市民や市内事業者に対して、男女平等参画施策の推進協力をするにあたっては、まず市役所自体がリーダーシップを取り、率先して取り組みを進めていくことは大変重要です。市では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とあわせて、職場における男女平等参画施策の推進を図っていきます。

施策	事業	担当課
<p>(1) 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(*)の実施</p> <p>(*) 自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。例として、国や地方公共団体の委員会・審議会等における委員への女性の登用のための目標設定などがあげられる。</p>	<p>管理職に占める女性の割合の拡大に向けた取り組みの推進</p>	<p>企画経営課 職員課</p>
<p>(2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの実施</p>	<p>男性職員の育児休業等取得の推進</p>	<p>職員課</p>
	<p>市職員の超過勤務時間削減に向けた取り組みの実施</p>	<p>職員課</p>
	<p>市職員の有給休暇等取得率増加に向けた取り組みの実施</p>	<p>職員課</p>
<p>(3) 男女平等参画意識を醸成する啓発活動の実施</p>	<p>男女平等参画意識を醸成する定期的な職員研修の実施</p>	<p>職員課</p>
<p>(4) 多様な働き方の推進</p>	<p>多様な働き方に基づく多様な人財を活かした組織づくりの推進(ダイバーシティ&amp;インクルージョン)(*)</p> <p>(*) Diversity and Inclusion(多様性の受容)をいう。組織における人材の多様性という意味にとどまらず、性別や国籍、年齢などに関わらず、一人ひとりが持つ違いを受け入れ、それぞれを価値として認め、多様な個性として活かす考え方。現在では、民間企業を中心に、企業戦略としての組織改革の一環として研究・導入が進められている。</p>	<p>企画経営課 職員課</p>

平等参画指標：市職員の管理職に占める女性の割合

項目	計画策定時 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	目標値 (平成 34 年)
市職員の管理職に占める女性の割合	21.1%	25.0%	30.0%

3 多様な働き方を推進するための支援

インターネット等のICT（注 22）技術の急速な進歩により、技術的には誰でも、いつでも、どこでも情報の検索・共有・発信等が容易にできる時代になりました。市では、ICT技術を最大限に活用し、女性の就職・再就職に向けた能力・技術の習得や、社会的な貢献だけでなく自己実現にもつながる起業等を関係機関等と連携しながら支援します。また、男女がともに家庭、職場、そして地域で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ることは、男女平等参画社会の実現につながることから、さまざまな支援体制の充実を積極的に図っていきます。

施策	事業	担当課
(1) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	講座等を通じた就職・再就職に向けたICT技術等の能力・技術の習得支援の実施	生活経済課 (まちづくり三鷹) 企画経営課 (ネットワーク大学)
	講座等を通じた地域における起業支援の実施	生活経済課 (まちづくり三鷹) 企画経営課 (ネットワーク大学)
	都等の関係機関との連携による情報共有及び講座等の実施	生活経済課
	市内で主に活動するNPO、NGOに対する情報提供等の支援の実施	コミュニティ文化課 (市民協働セン

		ター)
(2)男女平等参画意識を促す啓発活動の実施	男女平等参画意識を促す定期的な啓発活動の実施	企画経営課 職員課 生活経済課

(注 22) ICT : Information and Communication Technology (情報や通信に関する技術の総称) を指し、IT (Information Technology) とほぼ同義で使用されることが多い。総務省では、情報通信に関する政策は、ICT 政策として統一して使用している。

## VI 生涯を通じた男女の健康づくり支援

男女がともに生涯を通じて健康の保持と増進に努め、いきいきと日常生活を送れるために、市ではさまざまな支援をしていく必要があります。特に女性は妊娠や出産といった生殖機能を有し、男性と異なる健康上の問題に直面することから、女性の生涯を通じた健康と権利が重要な人権の一つであるという認識のもと、妊婦健康診査や子宮頸がんの予防接種など、女性が各人のライフスタイルやライフステージに応じて、多様で自立した生き方を選択できる基礎となる健康づくり支援を進めていきます。

### 1 男女の生涯を通じた健康支援

男女の性別を問わず、一人ひとりが健康で文化的な生活を送ることは、個人が日頃から主体的に取り組むべき課題ですが、男女が相互の身体上の特性を十分に理解するとともに、女性の生涯を通じた健康と権利が、女性の重要な人権の一つであると理解し尊重する意識を育むことも重要です。市では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」(\*)の視点をもって啓発等を図るとともに、健康に関する啓発事業及び健康増進を支援する施策を、健康福祉総合計画 2022 に基づき、実施します。

(\*)：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

施策	事業	担当課
(1)男女の生涯を通じた健康支援	健康福祉総合計画 2022 の第 5 の 3 「健康づくりの推進」に基づいた総合的な計画の推進	健康推進課
(2)母子保健・医療等の推進	健康福祉総合計画 2022 の第 5 の 5 「母子保健・医療等の推進」に基づいた総合的な計画の推進	健康推進課

## Ⅶ 男女平等参画を支える社会づくり

平成 22 年度の我が国の総人口（1 億 2,806 万人）に対する 65 歳以上の高齢者人口（2,958 万人）の割合は、23.1%と過去最高の割合を示しており、この割合は年々上昇し、2055 年には 40.5%に達することが見込まれています。このような急速な高齢社会への移行に伴い、家族や地域社会のあり方も急速に変化してきています。特に子育てと介護は、これまでその多くの役割を女性が担ってきましたが、男性も子育てや介護に積極的に関わることができる社会づくりが重要です。市では、男女がともにそれぞれの家庭・職場・地域等で、ライフスタイルやライフステージに応じた多様な生き方を選択できるように、啓発と各事業の推進を図ります。

### 1 子育て支援の充実

子どもの健康と安全を守り、安心して保育・教育サービスが受けられるようにすることは、今では子育てをしている家庭だけの課題ではなく、社会全体の課題だといえます。そのためには、子どもの成長を地域全体で見守り、支えていくという視点とともに、子どもを虐待から守るという視点も重要になってきます。市では、次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、子育て支援の充実に努めます。

施策	事業	担当課
(1) ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の視点に立った子育て支援の実施	次世代育成支援行動計画(後期計画) 第 5 部「職業生活と家庭生活との両立の支援」に基づいた総合的な計画の推進	子ども育成課

### 2 介護保険事業の充実

平成 12 年に創設された介護保険制度も 10 年を経過し、介護サービスの利用者も着実に増えてきています。高齢者とその家族が、一定の公的な介護サービスを受けながら、家庭における介護負担が一方の性に特に偏ることなく、男女がともに介護に取り組む意識を持つことは、大変重要な課題となってきています。市では、介護における虐待防止に努めつつ、健康福祉総合計画 2022 に基づき、総合的かつきめ細かな施策・事業の推進に努めていきます。

施策	事業	担当課
(1) ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の視点に立った介護保険事業の実施	健康福祉総合計画 2022 の第 2 の 3 「安全・安心の生活の確保」に基づいた総合的な計画の推進	高齢者支援課

### 3 高齢者・障がい者・ひとり親家庭への支援

高齢者や障がい者等すべての市民にとって、身近なふれあいのある地域で、安全で安心していきいきと自立した生活を送ることは、大変重要なことです。市では、高齢者や障がい者等の虐待防止に努めつつ、健康福祉総合計画 2022 に基づき、総合的かつきめ細かな施策・事業の推進に努めていきます。

施策	事業	担当課
(1) ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の視点に立った高齢者支援の実施	健康福祉総合計画 2022 の第 2 の 3 「安全・安心の生活の確保」に基づいた総合的な計画の推進	高齢者支援課
(2) ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の視点に立った障がい者支援の実施	健康福祉総合計画 2022 の第 1 の 2 「コミュニティ創生による共に生きる地域づくり」に基づいた総合的な計画の推進	地域福祉課
(3) ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の視点に立ったひとり親家庭支援の実施	次世代育成支援行動計画(後期計画) 第 6 部「要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進」に基づいた総合的な計画の推進	子ども育成課

## VIII 推進体制の整備

この計画を推進していく主体は市ですが、男女平等参画社会の実現を図るためには、市民及び事業者等との協働で進めていくことが不可欠です。また、この計画を着実に推進し、実効性を高めていくための取り組みとして、定期的な点検や評価を行い、そこから施策・事業にフィードバックしていくしくみ作りが重要です。市では、市政全般に渡る男女平等参画施策を総合的に推進するために、庁内関係各課等が連携した取り組みを進めます。

### 1 女性センター機能（注23）の拡充とさらなる活性化の検討

市では、男女平等問題に関する市民の自主的な活動と交流を行うための施設として、中央通りタウンプラザ（注24）4階に女性交流室を設置しています。女性交流室は、現在、男女平等参画施策に関連する資料が閲覧できるだけでなく、貸会議室としても利用されています。現状では、市役所の主管課と地理的に離れており、男女平等参画に関する一般的な相談や窓口をただちに案内することができない等の理由から、女性センターとしての機能の拡充とさらなる活性化が必要と考えられます。市では、各種相談窓口の紹介や一定の情報提供ができる女性センター機能を、市の男女平等参画施策担当部署に持たせる等、機能の拡充に努めます。

施策	事業	担当課
(1)女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討	【※推進】市の男女平等参画施策担当部署への女性センター機能の付加に向けた取り組みの検討と実施	企画経営課
	広報誌等を通じた女性交流室の更なる利用促進に向けた啓発	企画経営課
	市のホームページ上での「コーヒー入れて！」の情報提供の検討	企画経営課
	市内公共施設における男女平等参画に関する資料の市民向け提供の実施	企画経営課 コミュニティ文化課 (市民協働センター)

		社会教育会館 図書館
--	--	---------------

平等参画指標：女性交流室の利用率

項目	計画策定時 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	目標値 (平成 34 年)
女性交流室の利用率	17.4%	30.0%	50.0%

実施時期

市の男女平等参画施策担当部署への女性センター機能の付加に向けた取り組みの検討と実施						
計画期間(平成34年)の 目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
	23	24	25	26		
検討・実施	検討	検討・ 実施				→

## 2 推進体制の整備

この行動計画を推進し、男女平等参画社会を実現するためには、市がリーダーシップを取りつつ、市民及び市内事業者等と協働で進めていくことが重要です。市では、定期的な点検・評価・公表・フィードバック・施策への反映を行うことで、実効性のある計画になるよう努めます。

施策	事業	担当課
(1) 男女平等参画審議会の利活用	【◎重点】男女平等参画審議会への行動計画の進捗状況の定期的な報告と審議会からの施策・事業等へのフィードバック	企画経営課
(2) 庁内における推進連絡会議の定期的な開催	【※推進】庁内における推進連絡会議の定期的な開催と情報共有の実施	企画経営課
(3) 市民・市民団体等との協働による推進	関係団体等との連携・協力の推進	企画経営課

(4) 国・東京都への要望	機会を捉えての国や都への要望	企画経営課
---------------	----------------	-------

実施時期

男女平等参画審議会への行動計画の進捗状況の定期的な報告と審議会からの施策・事業等へのフィードバック						
計画期間（平成34年）の目標	前期				中期 (27～30)	後期 (31～34)
	23	24	25	26		
実施	実施					→

実施時期

庁内における推進連絡会議の定期的な開催と情報共有の実施						
計画期間（平成34年）の目標	前期				中期 (27～30)	後期 (31～34)
	23	24	25	26		
実施	実施					→

(注 23) 女性センター機能：「女性センター」は、国や自治体で設置している、男女平等参画を推進していくための活動拠点としての施設のことで、他に「男女平等推進センター」や「男女平等参画センター」等の呼び方がある。市の「女性交流室」、国の「国立女性教育会館」、都の「東京ウィメンズプラザ」がそれぞれ「女性センター」に該当する。女性センターにおける「機能」としては、(1) 情報収集、(2) 学習、(3) 相談、(4) 調査研究、(5) 交流が主に上げられる。

(注 24) 中央通りタウンプラザ：下連雀3丁目にある市の複合施設。1階には店舗、2階には保育園、3階には子ども家庭支援センター、4階には国際交流協会及び女性交流室が入っており、5～8階は住宅部分となっている。

## 第2部 参考資料

1	用語索引	P. 4 1
2	男女共同参画社会基本法及び附帯決議	P. 4 3
3	東京都男女平等参画基本条例	P. 5 1
4	女性憲章	P. 5 5
5	男女平等参画条例及び関連規則	P. 5 6
6	仕事と生活の調和推進宣言	P. 6 1
7	第4次基本計画（抜粋） 第1部—第3 男女平等社会の実現	P. 6 2
8	「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」策定の経過	P. 6 8

## 用語索引

### 【アルファベット順】

CAP	P. 23
DV (配偶者等からの暴力(注3)を参照)	P. 5
ICT (注22)	P. 33

### 【五十音順】

開発と女性	P. 27
コーヒー入れて！(注16)	P. 25
固定的性別役割分担意識	P. 20
子ども家庭支援ネットワーク(注4)	P. 5
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)(注7)	P. 6
仕事と生活の調和推進宣言(ワーク・ライフ・バランス宣言)(全文)	P. 61
女性憲章(全文)	P. 55
女性交流室(注10)	P. 6
女性センター機能(注23)	P. 39
女性のためのこころの相談(注12)	P. 19
人権としての性(注19)	P. 25
推進連絡会議(注9)	P. 6
性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	P. 34
性の商品化	P. 23
セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)(注5)	P. 5
積極的改善措置(ポジティブ・アクション)	P. 31
総合オンブズマン制度(注11)	P. 19
ダイバーシティ&インクルージョン	P. 31
男女共同参画社会基本法(全文)	P. 43
男女共同参画週間(注17)	P. 25
男女混合名簿(注18)	P. 25
男女平等参画講座(注13)	P. 25
男女平等参画条例(全文)	P. 56
男女平等参画人財リスト(注20)	P. 29
中央通りタウンプラザ(注24)	P. 39
東京都男女平等参画基本条例(全文)	P. 51
ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力(注3)を参照)	P. 5

配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)(注3)・・・	P.	5
パブリックコメント(注2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.	5
避難所運営マニュアル(注21)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.	29
保育園待機児童(注8)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.	6
ポジティブ・アクション(積極的改善措置を参照)・・・・・・・・	P.	31
まちづくり研究所(注1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.	5
三鷹市女性問題懇談会(注15)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.	25
みたか市民フォーラム(注14)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.	25
メディア・リテラシー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.	21
ライフステージ(注6)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.	6
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利を 参照)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.	34
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和(注7)を参照)・・・	P.	6

# 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女

が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、

国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## **第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

(男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第三章** 男女共同参画会議

(設置)

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第二条** 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

**第二十八条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。
- 一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

## 男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

## 東京都男女平等参画基本条例

### 目次

#### 前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本的施策（第八条—第十一条）

第三章 男女平等参画の促進（第十二条・第十三条）

第四章 性別による権利侵害の禁止（第十四条）

第五章 東京都男女平等参画審議会（第十五条—第十九条）

#### 附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

**第三条** 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

(都の責務)

**第四条** 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

(都民の責務)

**第五条** 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第六条** 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(都民等の申出)

**第七条** 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

## 第二章 基本的施策

(行動計画)

**第八条** 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(情報の収集及び分析)

**第九条** 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

(普及広報)

**第十条** 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(年次報告)

**第十一条** 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

## 第三章 男女平等参画の促進

(決定過程への参画の促進に向けた支援)

**第十二条** 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の促進)

**第十三条** 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。

4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

#### 第四章 性別による権利侵害の禁止

**第十四条** 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

#### 第五章 東京都男女平等参画審議会

(設置)

**第十五条** 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

**第十六条** 審議会は、知事が任命する委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

(専門委員)

**第十七条** 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

**第十八条** 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

**第十九条** この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

## 三鷹市女性憲章

わたくしたちは、個人の尊厳と男女平等を基本理念とし、あらゆる分野へ男女が平等に共同参加し、ともに生きるまちづくりをすすめることによって、平和な社会をつくることを願い、この憲章を定めます。

1. 男女平等教育を家庭、学校、社会のすべての分野で推進します。
2. 男女がともに責任をになう家庭、地域、社会をつくれます。
3. 差別されずに働く権利がすべての女性に保障される社会をつくれます。
4. 母性の保護と健康増進がすべての女性に保障される社会をつくれます。
5. すべての女性が自立して生きることのできる福祉社会をつくれます。

昭和 63 年 1 月 1 日告示第 1 号

## 三鷹市男女平等参画条例

平成 18 年 3 月 30 日条例第 2 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、男女平等参画に関し基本理念を定め、三鷹市(以下「市」という。)、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女平等参画に関する施策(以下「男女平等参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。
- (3) 男女平等参画 何人も男女の性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野における活動に対等な構成員として共に参画し、責任を分かち合うことをいう。

(基本理念)

**第 3 条** 男女平等参画の推進は、次の基本理念に基づき取り組まなければならない。

- (1) 市、市民、事業者等が協働して、何人も男女の性別により差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重される社会を実現すること。
- (2) 社会のあらゆる分野において、何人も男女の性別にかかわらず、対等な構成員として個人の個性と能力を十分に発揮できる社会を実現すること。
- (3) 何人も男女の性別による固定的な役割分担を強制されることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択ができる社会を実現すること。

(市の責務)

**第 4 条** 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を実施するものとする。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら、男女平等参画を推進するものとする。

(市民の責務)

**第 5 条** 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が行う男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

**第 6 条** 事業者等は、その活動を行うに当たって、基本理念に基づき、男女平等参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、市が行う男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(市、市民及び事業者等の協働)

**第7条** 市、市民及び事業者等は、協働して男女平等参画の推進に努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

**第8条** 何人も男女の性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

2 何人もセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境若しくは労働条件を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)又はドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する「配偶者からの暴力」をいう。)等をしてはならない。

(普及広報)

**第9条** 市は、市民及び事業者等の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

**第10条** 市は、市民及び事業者等による男女平等参画の推進に関する取組を支援するために必要な施設の環境整備を行うとともに、資料収集、提供等の必要な支援に努めるものとする。

(行動計画)

**第11条** 市長は、基本理念に基づき、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を実施するため、市の男女平等参画に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 市長は、行動計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ第14条に規定する三鷹市男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(年次報告)

**第12条** 市長は、男女平等参画の推進状況を明らかにするため、行動計画に定める施策の実施状況を公表するものとする。

(相談員の設置)

**第13条** 市長は、男女平等参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民からの相談を受けるため、男女平等参画に関する専門の相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、前項の規定による相談があった場合において必要と認めるときは、当該相談の関係者から説明を求めること、及び当該関係者に対し是正の要望、助言等を行うことを市長に対して意見具申することができる。

3 市長は、前項の規定による意見具申があった場合において必要と認めるときは、当該関係者に対し適切かつ迅速に対応するよう相談員に指示することができる。

4 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、規則で定める。

(三鷹市男女平等参画審議会)

**第14条** 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、三鷹市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ男女平等参画社会の実現に向け、行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、市長が委嘱する15人以内をもって組織する。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている三鷹市男女平等行動計画は、第11条第1項の規定により策定した行動計画とみなす。

## 三鷹市男女平等参画相談員及び三鷹市男女平等参画審議会に関する規則

平成 18 年 3 月 31 日規則第 36 号  
改正

平成 22 年 3 月 31 日規則第 24 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、三鷹市男女平等参画条例（平成 18 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 13 条第 5 項及び条例第 14 条第 5 項の規定に基づき、三鷹市男女平等参画相談員及び三鷹市男女平等参画審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(男女平等参画相談員)

**第 2 条** 条例第 13 条に規定する三鷹市男女平等参画相談員（以下「相談員」という。）は、2 人以内とし、男女平等参画について理解及び識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 相談員の任期は、2 年とする。

(男女平等参画審議会)

**第 3 条** 条例第 14 条に規定する三鷹市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 関係する公的機関の職員
- (4) 市民（公募による市民を含む。）

(会長及び副会長)

**第 4 条** 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

(会長及び副会長の職務)

**第 5 条** 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第 6 条** 審議会は、会長が招集する。

(部会)

**第 7 条** 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

(定足数及び表決数)

**第 8 条** 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第9条** 会長は、審議に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第10条** 審議会の庶務は、企画部企画経営課において行う。

一部改正〔平成22年規則24号〕

(委任)

**第11条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第24号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

## 三鷹市 仕事と生活の調和推進宣言

少子化対策や次世代育成支援を推進していくためには、地域における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境が不可欠です。三鷹市は、「平成 21 年度仕事と生活の調和推進都市」の決定を契機に、基礎自治体の役割を深く認識し、市民一人ひとりが自らの仕事と生活の調和のあり方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるよう、仕事と生活の調和を推進する事業に積極的に取り組むことを宣言します。

平成 22 年 3 月 3 日

三鷹市

## 第4次三鷹市基本計画（抜粋）

### 第1部－第3 男女平等社会の実現

#### I 基本的な考え方

##### ● これまでの取り組みと課題

市では、昭和60年に「婦人行動計画」、昭和63年に「女性憲章」、平成4年に「女性行動計画」、平成15年に「男女平等行動計画」を策定し、男女平等参画施策に取り組んできました。そして平成18年には、行動計画の法的な根拠となる「男女平等参画条例」が制定され、条例の趣旨に基づき事業等を展開しています。また、昭和56年に女性の地位向上と男女平等社会の実現をめざして発足した市民団体「女性問題懇談会」とは、多くの事業を協働で実施してきています。意識啓発については、平成5年に創刊した「コーヒー入れて！」を中心として、幅広い読者層を対象に発行を続けています。今後は、配偶者等からの暴力防止、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発に市が率先して取り組むとともに、男女平等施策を推進するための女性センター機能の拡充とさらなる活性化に向けた取り組みを進めることが課題といえます。

##### ● 施策の方向

性別に関わらず個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすい社会をつくることにつながる重要な課題です。配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等は人権侵害であると十分に認識し、人権尊重の立場に立った男女平等意識の醸成に努めます。また一人ひとりのライフスタイルやライフステージ（注1）に応じた生活や生き方を支援しながら、仕事・家庭・地域でのバランスのとれたワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の取り組みを進めます。総合的な男女平等施策の推進を図るための女性センター機能の拡充とさらなる活性化についても検討をするとともに、新たな行動計画を進めるにあたっては、庁内の連携を図りつつ、女性問題懇談会を中心とした市内の関連団体と協働で、事業を展開します。また、男女の生涯を通じた健康支援では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（注2）の視点に基づいた施策・事業の推進に努めます。

（注1）ライフステージ：人間の一生を乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・高齢期などと分けた、それぞれの段階のことです。

（注2）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことです。

## Ⅱ まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	中期目標値 (平成 30 年)	目標値 (平成 34 年)
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	38.8%	42%	46%	50%

市の行政委員会・審議会等の委員全体に占める女性委員の割合です。平成 18 年3月に定めた「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」に基づき、また、男女平等参画条例の趣旨を踏まえ、男女比率の均衡が図られるよう、積極的な格差是正をめざします。

## Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- ・ 市民は、男女平等参画に関する啓発を通じて、男女平等参画社会の実現が日本の社会全体において必要であるとの認識を深めます。
- ・ 事業者・関係団体等は、職場・地域・学校等における性別による差別がなくなるように努めます。

### ● 市の役割

- ・ 市は、男女平等参画に関する意識啓発事業を実施します。
- ・ 市は、配偶者等からの暴力やセクハラ等に対し、専門家、国や都の関係団体、市の関係部署と連携を図りながら、相談事業の充実を図ります。
- ・ 市は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に取り組みます。
- ・ 市は、行動計画の進捗状況を毎年度把握し、男女平等参画審議会に報告し、意見等をいただきながら、施策へのフィードバックに努めます。
- ・ 市は、市内の男女平等参画を進める団体に対して、情報提供を行います。
- ・ 市は、市内の男女平等参画を進めるための女性センター機能の拡充とさらなる活性化に努めます。
- ・ 市は、市の審議会等の男女比率の均衡に努めます。

## Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

### 1 条例・計画の推進

(1)「男女平等参画条例」の普及・啓発	※ ①「男女平等参画条例」の普及・啓発に向けた取り組みの推進
(2)「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の策定と推進	◎ ①「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の策定と推進

## 2 相談体制の充実

(1)男女平等参画相談員制度の活用	①男女平等参画相談員制度の活用
(2)女性のためのこころの相談の活用	※ ①女性のためのこころの相談の活用

## 3 人権を尊重する男女平等意識の醸成

(1)人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成	①固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行等の見直しと男女平等意識の醸成
	②男女平等教育等の充実
	③教職員の意識改革の推進
(2)人権としての性の尊重	①人権としての性の尊重の普及・啓発
	②性の商品化への主体的で適切な判断力と批判力の形成
(3)配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)とセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)等の防止	◎ ①配偶者等からの暴力を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施
	◎ ②セクハラ等を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施

## 4 あらゆる分野・世代における男女平等参画の推進

(1)政策形成過程への女性の参画推進	※ ①行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進
	②男女平等参画人財リストの活用
(2)仕事と家庭・地域生活の調和のとれた社会の実現	◎ ①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施
	②活動時間、運営方法等に対する配慮
(3)国際交流・平和活動における男女平等参画の視点の導入	①「開発と女性」の視点に立った国際・平和関連事業の実施
(4)男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進	※ ①男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

## 5 就労の場における男女平等参画の推進

(1)就労の場における男女平等参画の推進	①男女平等参画関連情報の市内事業者等への提供及び啓発の実施
(2)市の率先行動	①積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の実施
	②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの実施
	③男女平等参画意識を醸成する啓発活動の実施
	④多様な働き方の推進

(3)多様な働き方を推進するための支援	①積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
	②男女平等参画意識を促す啓発活動の実施

#### 6 生涯を通じた男女の健康づくり支援

(1)男女の生涯を通じた健康支援	①男女の生涯を通じた健康支援
	②母と子の健康づくりの推進 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照)

#### 7 男女平等参画を支える社会づくり

(1)子育て支援の充実	①子育て支援の充実 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照)
(2)介護保険事業の充実	①介護保険制度の円滑な運営 (「第5部－第2 高齢者福祉の充実」参照)
(3)高齢者・障がい者・ひとり親家庭への支援	①在宅生活の支援・推進 (「第5部－第2 高齢者福祉の充実」参照)
	②地域における自立生活の支援 (「第5部－第3 障がい者福祉の充実」参照)
	③ひとり親家庭の支援 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照)

#### 8 推進体制の整備

(1)女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討	※ ①女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討
(2)推進体制の整備	◎ ①男女平等参画審議会の利活用
	※ ②庁内における推進連絡会議の定期的な開催
	③市民・市民団体等との協働による推進
	④国・東京都への要望

### V 主要事業

1－(2)－① 「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の策定と推進

8－(2)－① 男女平等参画審議会の利活用

男女平等参画条例の基本理念と目的に基づき、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を進めるための行動計画を、平成 23 年度に新たに策定し、市、市民及び事業者等と協働で推進します。また、男女平等参画条例に基づき設置された男女平等参画審議会を積極的に利活用することにより、専門

家や市民の立場からの意見・助言を取り入れていきます。

	計画期間(平成 34 年) の目標	前 期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の策定と推進	策定、推進	策定	推進				→

3-(3)-① 配偶者等からの暴力を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施

3-(3)-② セクハラ等を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施

配偶者等からの暴力やセクハラは、身体的な暴力だけでなく、言葉による精神的な暴力等も含め人権侵害です。市民・事業者等に対し、暴力防止・人権侵害防止に向けた意識啓発を図ります。

	計画期間(平成 34 年) の目標	前 期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
配偶者等からの暴力を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施	実施	実施					→

4-(2)-① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施

一人ひとりの生活が多様化する中で、性別や年齢などにかかわらず、個人のライフステージに応じて、学校・職場・家庭・地域等で自分の個性や能力を最大限に発揮できる、生きやすい社会の実現が求められています。

市は、事業者に向けた就労支援、子育て支援、男女平等参画等においてワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。また、庁内関係部署との連携を図りながら関係団体等への情報提供や普及・啓発を図ります。

	計画期間(平成 34 年) の目標	前 期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施	実施	実施					→

## VI 推進事業

1-(1)-① 「男女平等参画条例」の普及・啓発に向けた取り組みの推進

だれもが男女の性別に関わりなく個人として尊重され、各人の個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、だれもが住みやすい社会づくりにつながる重要課題です。平成 18 年4月に施行された男女平等参画条例に、多くの市民が関心を持てるよう、普及・啓発を図ります。

#### 2-(2)-① 女性のためのこころの相談の活用

日常生活で生じるさまざまな心の悩みは、専門家による早期対応により、その深刻化を防ぐことにもつながります。カウンセラーによる相談事業については、男女平等参画相談員制度とあわせて、男女平等参画を推進する上で重要な要素となることから、総合的な相談体制の充実に努めます。

---

#### 4-(1)-① 行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進

市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準に基づき、市の市民会議、審議会等の委員の選任にあたっては、男女の構成の均衡を図るよう努めます。

---

#### 4-(4)-① 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

地域防災計画の策定・改定にあたっては、男女平等参画の視点を導入するなど、女性のニーズ等を踏まえた災害対応を、関連機関等との連携を図りながら取り組みを進めます。

---

#### 8-(1)-① 女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討

男女平等参画条例の理念と目的を達成するため、拠点となる女性センター機能の拡充とさらなる活性化について検討します。また、相談機能の拡充及び市民への情報や交流の場の提供などについて検討します。

---

#### 8-(2)-② 庁内における推進連絡会議の定期的な開催

男女平等参画条例の理念と目的を理解し、多分野に渡る総合的な取り組みを進めることが、庁内においても不可欠です。庁内における推進連絡会議を開催し、関係部署相互の情報交換及び緊密な連携を図ります。

## VII 関連個別計画

・男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022

## 「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」策定の経過

本計画の策定にあたっては、「男女平等参画条例」第 11 条及び第 14 条の規定に基づき、「男女平等参画相談員及び三鷹市男女平等参画審議会に関する規則」第 3 条に掲げる構成員をもって構成する、男女平等参画審議会の意見を聴くとともに、別途実施したパブリックコメントを通じて寄せられた市民意見等も踏まえて策定しました。

計画策定までの経過は、下記のとおりです。

### 【平成 22 年度】

- 第 1 回審議会：平成 22 年 11 月 16 日（火）本庁舎 3 階市議会協議会室
  - ・委員委嘱及び審議会についての概要説明等
- 第 2 回審議会：平成 23 年 1 月 31 日（月）本庁舎 3 階市議会協議会室
  - ・男女平等行動計画（平成 15 年 1 月策定）の主要課題の達成状況及び市民意識・実態調査に関する集計結果等経過報告等
- 第 3 回審議会：平成 23 年 2 月 15 日（火）暫定管理地 3 階研修室
  - ・男女平等行動計画（平成 15 年 1 月策定）の主要課題の達成状況に関する質疑応答、及び新たな行動計画策定に向けた方向性等についての意見交換等

### 【平成 23 年度】

- 第 1 回審議会：平成 23 年 4 月 18 日（月）本庁舎 3 階市議会協議会室
  - ・審議会からの第一次提言案（計画骨格案策定に向けた提言案）に関する意見交換等
- 第 2 回審議会：平成 23 年 7 月 15 日（金）本庁舎 3 階市議会協議会室
  - ・第一次提言案の内容確定及び計画骨格案策定に向けた意見交換等
- 第一次提言の提出：平成 23 年 7 月 15 日（金）
- 第 3 回審議会：平成 23 年 9 月 7 日（水）本庁舎 3 階市議会協議会室
  - ・計画骨格案策定に向けた意見交換及び第 4 次基本計画策定に関する基本的方向（討議要綱）の説明等
- 計画骨格案に対するパブリックコメント
  - ・平成 23 年 10 月 13 日（木）～10 月 31 日（月）
- 第 4 回審議会：平成 23 年 11 月 14 日（月）本庁舎 3 階市議会協議会室
  - ・計画素案策定に向けた意見交換及び審議会からの第二次提言案（計画素案策定に向けた提言案）に関する意見交換等
- 第二次提言の提出：平成 23 年 12 月 21 日（水）
- 計画素案に対するパブリックコメント
  - ・平成 24 年 1 月 8 日（日）～1 月 26 日（木）

- 第5回審議会：平成24年1月30日（月）本庁舎3階市議会協議会室
  - ・計画素案に対する意見交換等

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022  
平成 24 年 3 月

三鷹市企画部企画経営課  
平和・女性・国際化推進係  
〒181-8555 東京都三鷹市野崎 1-1-1  
電話 0422(45)1151 (内線 2115・2116)